

# 用語の解説

## 人口の基本属性に関する用語

### 人 口

国勢調査の人口は、調査時において、調査の地域内に常住している「常住人口」です。常住人口とは、調査時にふだん居住（常住）している場所で調査する方法（常住地方式）による人口をいいます。詳細については、「令和2年国勢調査の概要」の「調査の対象」を御覧ください。

### 人口集中地区

人口集中地区とは、統計データに基づいて一定の基準により「都市的地域」を定めたもので、次のような経緯から、昭和35年国勢調査以来各回の調査ごとに設定されています。

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法により、市部地域の面積が著しく拡大した反面、人口密度は低下し、統計上、市部が「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。このため「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を市区町村の境域内に設定し、これらの人口集中地区についても国勢調査結果を集計することとされました。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域である調査区を基に設定してきましたが、平成7年調査からは基本単位区を基にしています。

人口集中地区とは、市区町村の境域内において、人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上）が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000人以上となる地域です。

なお、個々の人口集中地区には、人口密度4,000人に満たないものもありますが、これは「都市的地域」を表す観点から、常住人口が少ない文教レクリエーション施設、産業施設、公共施設及び社会福祉施設のある地域を含めているためです。

### 年 齢

「年齢」は、令和2年9月30日現在による満年齢です。

なお、令和2年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳としました。

### 人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

## 配偶関係

「配偶関係」は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

区分	内容
未婚	まだ結婚したことのない人
有配偶	届出の有無に関係なく、配偶者のある人
死別	配偶者と死別して独身の人
離別	配偶者と離別して独身の人
不詳	未回答などにより配偶関係が判断できない場合

## 国 籍

国籍を、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「インド」、「ネパール」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」の12か国に分けています。

二つ以上の国籍を持つ人の扱いについては、日本と日本以外の国の国籍を持つ人の国籍は「日本」、日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人は「調査票の国名欄に記入された国」としています。

## 世帯・家族の属性に関する用語

### 世 帯

一緒に住んでいる夫婦や親子、兄弟など、住居と生計を共にしている人々の集まりを一つの世帯とします。

一人で一戸建やアパートなどに住んでいる人は、一人で一つの世帯とします。

### 世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

区分	内容
一般世帯	ア 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者 ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。 イ 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者 ウ 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

区分		内容	世帯の単位
施設等の世帯	寮・寄宿舎の学生・生徒	学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり	棟ごと
	病院・療養所の入院者	病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり	棟ごと
	社会施設の入所者	老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり	棟ごと
	自衛隊営舎内居住者	自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり	中隊又は艦船ごと
	矯正施設の入所者	刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり	建物ごと
	その他	定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など	一人ずつ

### 世帯主及び世帯人員

国勢調査における「世帯主」とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によっています。

また、「世帯人員」とは、世帯を構成する人（世帯員）の数をいいます。

### 世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

区分	内容
親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
単独世帯	世帯人員が一人の世帯
3世代世帯	世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。ま

	た、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がない場合も含まれます。 一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含みません。
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

区分	備考
核家族世帯	
(1) 夫婦のみの世帯	
(2) 夫婦と子供から成る世帯	
(3) 男親と子供から成る世帯	
(4) 女親と子供から成る世帯	
核家族以外の世帯	
(5) 夫婦と両親から成る世帯	
ア 夫婦と夫の両親から成る世帯	
イ 夫婦と妻の両親から成る世帯	
(6) 夫婦とひとり親から成る世帯	
ア 夫婦と夫のひとり親から成る世帯	
イ 夫婦と妻のひとり親から成る世帯	
(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯	夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。
ア 夫婦、子供と夫の両親から成る世帯	
イ 夫婦、子供と妻の両親から成る世帯	
(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯	夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。
ア 夫婦、子供と夫のひとり親から成る世帯	
イ 夫婦、子供と妻のひとり親から成る世帯	
(9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない）から成る世帯	
(10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない）から成る世帯	
(11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない）から成る世帯	夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

	ア 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯	
	イ 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯	
(12)	夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯	夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。
	ア 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯	
	イ 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯	
(13)	兄弟姉妹のみから成る世帯	
(14)	他に分類されない世帯	

### 母子世帯・父子世帯・母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

「父子世帯」とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみで構成される一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいいます。

なお、平成22年調査から、上記「母子世帯」及び「父子世帯」のほか、未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く）から成る一般世帯を含めた世帯を「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」とし、世帯内の最も若い世代の親と子供により判定します。

### 65歳以上世帯員の単独世帯・夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

「65歳以上世帯員の単独世帯」とは、65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

「夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

なお、平成27年調査までは、65歳以上世帯員の単独世帯を高齢単身世帯、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯を高齢夫婦世帯と表記していました。

## 住宅・居住地に関する用語

### 住居の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

区分	内容
主世帯	「間借り」以外の次の5区分に居住する世帯
持ち家	居住する住宅がその世帯の所有である場合 なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅

	などで支払が完了していない場合も含まれます。
公営の借家	その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市区町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」でない場合
都市再生機構・公社の借家	その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ「給与住宅」ではない場合 なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれます。
民営の借家	その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」ではない場合
給与住宅	勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。
間借り	他の世帯が住んでいる住宅（「持ち家」、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」、「民営の借家」、「給与住宅」）の一部を借りて住んでいる場合

## 住宅の建て方

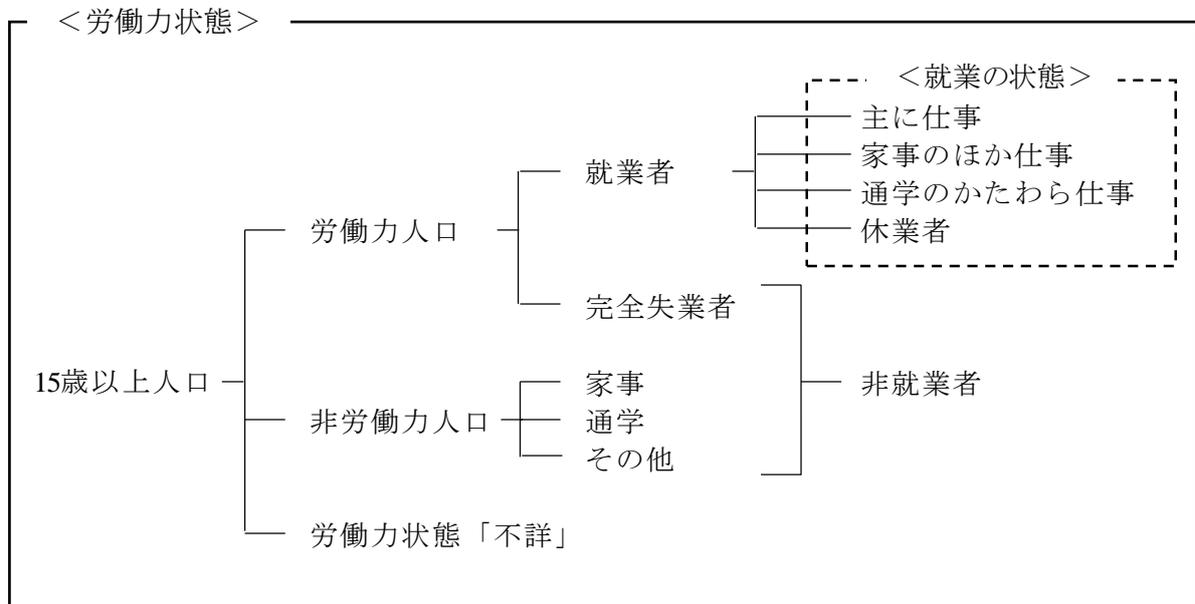
各世帯が居住する住宅の建て方により、次のとおり区分しています。

区分	内容
一戸建	1 建物が 1 住宅であるもの なお、店舗併用住宅の場合でも、1 建物が 1 住宅であればここに含まれます。
長屋建	二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの いわゆる「テラスハウス」も含まれます。
共同住宅	棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの なお、1 階が店舗で、2 階以上が住宅になっているような建物も含まれます。
その他	上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮、ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

## 労働・就業の状態に関する用語

### 労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。



区分	内容
労働力人口	就業者及び完全失業者
就業者	<p>調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした人            なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。</p> <p>①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合</p> <p>②事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合</p> <p>また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。</p>

主に仕事	主に勤め先での仕事や自家営業などの仕事をしていた場合
家事のほか仕事	主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合
通学のかたわら仕事	主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合
休業者	①勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合 ②事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合
完全失業者	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク（公共職業安定所）に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人
非労働力人口	調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人（労働力状態「不詳」を除く）
家事	自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合
通学	主に通学していた場合
その他	上のどの区分にも当てはまらない場合 例えば、乳幼児のほか、高齢、病気などで少しも仕事をしなかった人
労働力状態「不詳」	未回答などにより労働力状態が判定できない場合

※「通学」には、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校に通っている場合も含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含みません。

## 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\text{労働力率（\%）} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口（労働力状態「不詳」を除く）}} \times 100$$

## 従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、次のとおり区分したものです。

区分	内容
雇用者	会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」ではない人
正規の職員・従業員	勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人
労働者派遣事業所の派遣社員	労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」）に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されている人
パート・アルバイト・その他	・就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている人 ・専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人
役員	会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
雇人のある業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
雇人のない業主	個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
家族従業者	農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
家庭内職者	家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人
従業上の地位「不詳」	未回答などにより従業上の地位が判定できない場合

## 産 業

「産業」とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん仕事をしている事業所の主な事業の種類）。

なお、仕事をしている事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしている事業所の事

業の種類によっています。

また、労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。

令和2年国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）を基に再編成したもので、20項目の大分類、82項目の中分類、253項目の小分類から成り立っています。

なお、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によっています。

部門	内訳	
第1次産業	A 農業、林業	B 漁業
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業 E 製造業	D 建設業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸業、郵便業 J 金融業、保険業 L 学術研究、専門・技術サービス業 N 生活関連サービス業、娯楽業 P 医療、福祉 R サービス業（他に分類されないもの）	G 情報通信業 I 卸売業、小売業 K 不動産業、物品賃貸業 M 宿泊業、飲食サービス業 O 教育、学習支援業 Q 複合サービス事業 S 公務（他に分類されるものを除く）

※産業大分類のうち「T 分類不能の産業」については、上記3部門には含んでいません。

## 職 業

「職業」とは、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます（「休業者」（調査週間中仕事を休んでいた人）については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）。

なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

令和2年国勢調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類（注）を基に再編成したもので、12項目の大分類、57項目の中分類、232項目の小分類から成っています。

（注）日本標準職業分類は、従来から設定していましたが、統計法の改正に伴い、新たに「統計基準」として平成21年12月に設定したものです。

- |                |                |
|----------------|----------------|
| A 管理的職業従事者     | B 専門的・技術的職業従事者 |
| C 事務従事者        | D 販売従事者        |
| E サービス職業従事者    | F 保安職業従事者      |
| G 農林漁業従事者      | H 生産工程従事者      |
| I 輸送・機械運転従事者   | J 建設・採掘従事者     |
| K 運搬・清掃・包装等従事者 | L 分類不能の職業      |

## 従業地・通学地に関する用語

### 通勤者・通学者

「通勤者」とは、従業の場所が常住の場所（自宅）と異なる就業者をいいます。

「通学者」とは、非労働力人口のうち、調査週間中、学校に通っていた人をいいます。この場合の学校には、小学校、中学校、高等学校、短期大学、高等専門学校、大学、大学院のほか、予備校、洋裁学校などの各種学校、専修学校が含まれますが、幼稚園、保育園（保育所）又は認定こども園は含まれません。また、ふだん学校に通っている人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう通学者とはせず、通勤者としています。

### 従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

項目名	内容
常住地による人口（夜間人口）	当該地域に常住している人口
従業も通学もしていない	常住者のうち、労働力状態が「完全失業者」、「家事」又は「その他」の人
自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地が「自宅」又は従業地・通学地が「同じ区・市町村」の人
自宅で従業	常住者のうち、従業地が「自宅」の人 従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合 なお、併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの従業先はここに含まれます。 また、農林業家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれます。

自宅外の自市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「同じ区・市町村」の人 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の自宅以外の場合
他市区町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」の人
自市内他区で従業・通学	21大都市の常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住者と同じ市内の他区の人
県内他市町村で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と同じ都道府県内の他市町村の人
他県で従業・通学	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所が常住地と別の都道府県の人
従業・通学市区町村「不詳・外国」	常住者のうち、従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の人
従業地・通学地「不詳」	常住者のうち、従業地・通学地が不詳の人（労働力状態が「不詳」の人を含む）
(再掲) 流出人口	当該地域から当該地域以外へ通勤・通学している人
従業地・通学地による人口（昼間人口）	「常住地による人口」から「流出人口」を除き、「流入人口」を加えたもの
うち他市区町村に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と異なる市区町村の人
自市内他区に常住	21大都市の通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ市内の他区の人
県内他市町村に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と同じ都道府県内の他市町村の人
他県に常住	通勤・通学者のうち、常住地が従業地・通学地と別の都道府県の人
うち従業地・通学地「不詳」又は従業・通学市区町村「不詳・外国」で当地に常住している者	従業地・通学地が不詳の人（労働力状態が「不詳」の人を含む）又は従業地・通学地が「他の区・市町村」で、通勤・通学の場所（市区町村）が不詳及び外国の人のうち、当地に常住している人

(再掲) 流入人口	当該地域以外から当該地域へ通勤・通学している人
昼夜間人口比率	夜間人口100人当たりの昼間人口の比率

なお、他市区町村に通勤・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に通勤・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地としています。

また、ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう通学者とはせず、通勤者としています。

### 流出人口と流入人口（通勤・通学者）

（例）A市における流出人口及び流入人口

A市における「流出人口（通勤・通学者）」とは、A市に常住しA市以外へ通勤・通学する人口をいい、「流入人口（通勤・通学者）」とは、A市以外に常住しA市へ通勤・通学する人口をいいます。

### 昼間人口と夜間人口

「昼間人口（従業地・通学地による人口）」とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動は考慮していません。

また、「夜間人口（常住地による人口）」とは、調査時に調査の地域に常住している人口です。

（例）A市における昼間人口の算出方法

$$\text{A市の昼間人口} = \text{A市の夜間人口} - \text{A市からの流出人口} + \text{A市への流入人口}$$

### 昼夜間人口比率

「昼夜間人口比率」は、夜間人口100人当たりの昼間人口の割合で、100を超えているときは通勤・通学人口の流入超過、100を下回っているときは流出超過を示しています。

$$\text{昼夜間人口比率} = \frac{\text{昼間人口}}{\text{夜間人口}} \times 100$$

## 大規模調査時（10年ごと）のみの調査項目に関する用語

### 居住期間

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」、居住期間「不詳」に区分しています。

なお、現在の場所に住み始めてから、転勤、旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は、その不在期間の後、現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となります。

### 5年前の常住地

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前にふだん居住（常住）していた市区町村をいいます。

令和2年調査では、平成27年10月1日（前回調査時）に常住していた市区町村について調査し、5年前から調査時までの当該地域への転入状況を、以下の表で区分しています。

また、5年前には当該地域に常住していたが、転出し、令和2年調査時には他の地域に常住していた人は、「5年前の常住者」として、当該地域の結果表に区分しています。

なお、平成12年以前の調査では5歳以上の人のみ集計していましたが、平成22年以降の調査では5歳未満の人についても、出生後に常住していた場所を調査し、集計しています。

項目名	内容
常住者（現住地による人口）	調査時に当該地域に常住している人口
現住所	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」の人
移動あり（5年前の常住市区町村「不詳」を除く）	常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の人
国内から	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人及び「他の区・市町村」の人
自市町村内から	常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人及び21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の人

自区内から	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「同じ区・市町村内の他の場所」の人
自市内他区から	21大都市の常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ市内の他区の人
県内他市町村から	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と同じ都道府県内の他市町村の人
他県から	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所が現在の常住地と別の都道府県の人
国外から	常住者のうち、5年前の常住地が「外国」の人
5年前の常住市区町村「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が「他の区・市町村」で、住んでいた場所（市区町村）が不詳の人
移動状況「不詳」	常住者のうち、5年前の常住地が不詳の人
(再掲) 転入	5年前は当該地域以外に常住していたが、現在は当該地域に常住している人
5年前の常住者（5年前の常住地による人口）	5年前に当該地域に常住していた人口（5年前の常住地が「外国」の人は含まない）
移動あり（国内）	5年前の常住者のうち、5年前の常住地が「現在と同じ場所」以外の人（5年前の常住地が現住所とは異なる人）
うち自市内他区へ	21大都市の5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ市内の他区の人
うち県内他市町村	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と同じ都道府県内の他市町村の人
うち他県へ	5年前の常住者のうち、現在の常住地が5年前の常住地と別の都道府県の人
(再掲) 転出	5年前は当該地域に常住していたが、現在は当該地域以外に常住している人

※21大都市とは、東京都特別区部及び政令指定都市をいいます。